

工事成績採点表

別紙 2-1	
2 施工状況	
(2) 工程管理 C	
a 工程管理が非常に優れている	
b 工程管理がやや優れている	
c 他の事項に該当しない	
「評価対象項目」	
<input type="checkbox"/> 施工条件の変更等による工期的な制約があるなかで、工期内に完成している。	
<input type="checkbox"/> 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、工期内に完成している。	
<input type="checkbox"/> 地元及び関係者との調整を積極的に行い、工期内に完成している。	
<input type="checkbox"/> 配置技術者の積極的な工程管理の姿勢が見られる。	
<input type="checkbox"/> その他（理由： _____）	
項目小計	
※ 該当3項目以上あり・・・・・・a	
※ 該当2項目あり・・・・・・b	
※ 該当1項目以下・・・・・・c	
d 工程管理がやや不備である	
<input type="checkbox"/> 工事開始後30日以内に着手されないなど、自主的な工程管理がされず、所属長が改善指導を行った。	
※ 該当項目あり・・・・・・d	
e 工程管理が不備である	
<input type="checkbox"/> 受注者の責により工期内に工事を完成しなかった。	
※ 該当項目あり・・・・・・e	
(3) 安全対策 C	
a 安全対策が非常に優れている	
b 安全対策がやや優れている	
c 他の事項に該当しない	
「評価対象項目」	
<input type="checkbox"/> 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。	
<input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	
<input type="checkbox"/> 工事現場における保安施設等の整備、設置及び管理が的確でありよく整備している。	
<input type="checkbox"/> その他（理由： _____）	
項目小計	
※ 該当3項目以上あり・・・・・・a	
※ 該当2項目あり・・・・・・b	
※ 該当1項目以下・・・・・・c	
d 安全対策がやや不備である	
<input type="checkbox"/> 事故には至らなかったものの、安全対策について改善指導を行った。	
※ 該当項目あり・・・・・・d	
e 安全対策が不備である	
<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により、事故報告書を提出するような重大な事故を発生させた。	
※ 該当項目あり・・・・・・e	
工事成績認定書を受注者に通知後、事故調査により安全対策の不備が確定した場合は、採点を変更し、評価の修正を通知する。 なお、評価の修正は完成後1年に限る。	

工事成績採点表

別紙2-2

6 社会性等

(1) 地域への貢献等

- a 地域への貢献が非常に優れている
- b 地域への貢献がやや優れている
- c 他の事項に該当しない

C

「評価対象項目」

- 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等を積極的に行い、地域に貢献している。
- 災害時等に地域への援助・援助活動に積極的に協力している。
- 河川等の環境保全を具体的に実施している。
- 周辺地域等の環境保全、動・植物への保護等に積極的に取り組んでいる。
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図っている。
- 必要に応じたチラシ等の回覧、又は定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図っている。
- その他（理由： _____）

項目小計

- ※ 該当2項目以上あり・・・・・・a
- ※ 該当1項目あり・・・・・・b
- ※ 該当項目なし・・・・・・c

別紙2-3

8 法令遵守等

法令遵守等の該当項目一覧表

措置内容	点数
<input type="checkbox"/> 資格停止3ヶ月以上	-35点
<input type="checkbox"/> 資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-30点
<input type="checkbox"/> 資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-25点
<input type="checkbox"/> 資格停止2週間以上1ヶ月未満	-20点
<input type="checkbox"/> 文書注意	-15点
<input type="checkbox"/> 口頭注意	-10点
<input type="checkbox"/> 該当項目なし	

①本評価項目（8.法令遵守）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に提要する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限る。

④工事成績認定書を受注者に通知後、上記事項の措置があった場合は、採点を変更し、評定の修正を通知する。なお、評定の修正は完成後1年に限る。

「評価する場合の適応事例」

- ・入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- ・宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
- ・建設業法に違反する事実が判明した。（例）一括下請け、技術者の専任違反等。
- ・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- ・過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- ・下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- ・その他（理由： _____）